

会 議 録

1 会 議 の 名 称	議会運営委員会
2 日 時	令和 7 年 2 月 1 2 日 (水) 午前 9 時 3 0 分 開会 午前 1 0 時 2 3 分 閉会
3 場 所	全員協議会室
4 出 席 者 (8 人)	米谷 政久 今野 康敏 山田 昌紀
	川添 康大 大垣 真一 長嶋 一樹
	安藤 玄一 大山 学 (議長)
5 欠 席 者	なし
6 委 員 外 議 員	小沼 富夫 岸 圭介
7 説 明 員 (4 人)	副市長 (大島 伸生)
	総務部長 (杉山 秀久)
	文書法制課長 (天春 祐一)
	文書法制課文書法制係長 (高梨 剛)
8 傍 聴 者	なし
9 事 務 局	局長 次長 主任主事
1 0 会 議 の て ん ま つ	別紙のとおり

議 題 1 3月定例会の運営について

午前9時30分 開会

○委員長【米谷政久議員】 おはようございます。ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

ここで、議長から御挨拶をお願いいたします。

○議長【大山学議員】 改めまして、おはようございます。いよいよ3月定例会、予算の議会が始まります。よろしくお願いします。また、陳情等も出ていることなので、よろしくお願いしますと思います。

以上です。

○委員長【米谷政久議員】 それでは、大島副市長に御出席いただいておりますので、御挨拶及び執行者側の説明をお願いいたします。

○副市長【大島伸生】 おはようございます。3月議会、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は2月17日から開会、招集させていただきます3月定例会の市長提出議案等のうち、人事案件2件につきまして、私から御説明申し上げます。

議案書の133ページを御覧ください。

○議案第38号 伊勢原市監査委員の選任について

○議案第39号 伊勢原市監査委員の選任について

2件につきまして、一括して御説明申し上げます。監査委員につきましては、地方自治法第196条第1項の規定により、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者及び議員のうちから、普通地方公共団体の長が議会の同意を得て選任するとされております。

本市の委員の定数は3名でありまして、このうち識見を有する者のうちから選任される委員の任期は、同法第197条の規定により4年とされております。このたび、平成25年4月から御活躍をいただいております島和俊委員及び平成29年4月から御活躍いただいております上原勇司委員の任期が令和7年3月31日をもってそれぞれ満了となりますが、引き続き委員として選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により提案するものでございます。

島氏につきましては、大学の名誉教授であり、長年にわたる研究活動と教育経験を通じて、経済学及び公会計における深い知識と専門技術を培っておられます。平成29年4月からは代表監査委員として職責の遂行に努められており、卓越した分析能力と公正な視点により監査業務の質が向上していること、また、これまで務められた委員としての12年間の豊富な経験などから、引き続き監査委員として御活躍を期待しております。

上原氏につきましては、企業の経営者で、現在、伊勢原市商工会顧問を務められております。経営者の視点から、本市の財務管理、経営管理を厳しくチェック

していただき、監査業務の質が向上していること、また、これまで務められた委員としての８年間の実績などから、引き続き監査委員として活躍を期待しております。

以上で、本議会３月定例会に提出いたします人事案件２件についての説明を終わらせていただきます。御理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○委員長【米谷政久議員】 ただいま副市長から説明がありました内容について、質疑等があればお伺いいたします。（「なし」の声あり）

ここで、副市長は所用がありますので、退席いただきます。

〔副市長（大島伸生）退席〕

○委員長【米谷政久議員】 続きまして、総務部長から執行者側の議案説明をお願いいたします。

○総務部長【杉山秀久】 おはようございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、引き続き、私から人事案件以外の議案等につきまして御説明申し上げます。人事案件以外の議案等は承認議案が１件、令和７年度予算議案が６件、条例議案が９件、補正予算議案が６件、その他の議案が１６件、報告案件が２件の合計４０件でございます。

初めに、承認１議案につきまして御説明申し上げます。議案書をお開きいただきまして、９ページを御覧ください。

○承認第１号 専決処分の承認について（令和６年度伊勢原市一般会計補正予算（第７号））

低所得世帯に対する支援として実施する低所得者支援給付金について、可能な限り早期に給付するため、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき、市長の専決処分により、１月２１日付で予算措置を行いましたので、同条第３項の規定に基づき、承認を求めるものでございます。

補正予算の内容につきまして御説明いたします。恐れ入りますが、補正予算及び予算説明書（１月専決）をお開きいただき、５ページを御覧ください。

第１条歳入歳出予算の補正といたしまして、既定の予算総額に３８２５万９０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を４０３億２６９７万４０００円とするものです。内容につきましては後ほど歳入と歳出に分けて御説明いたします。

第２条繰越明許費の補正につきましても後ほど御説明いたします。

それでは、歳入歳出予算の補正について、歳出予算の補正内容から御説明いたしますので、２０ページ、２１ページを御覧ください。説明欄に沿って御説明いたします。

３款民生費です。低所得者支援給付金給付事業費計上、３８２５万９０００円は、住民税非課税世帯と、その世帯に扶養されている１８歳以下の子どもに対して低所得者支援給付金を支給するために、システム改修など給付準備等に必要と

なる経費を計上するものでございます。

続きまして、歳入予算の補正内容について御説明いたしますので、18ページ、19ページを御覧ください。説明欄に沿って御説明いたします。

15款国庫支出金です。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金追加3825万9000円は、低所得者支援給付金給付事業費の財源でございます。

続いて、繰越明許費の補正について御説明いたしますので、12ページを御覧ください。第2表繰越明許費補正です。

3款民生費の低所得者支援給付金給付事業費3825万9000円は、今回の補正に伴い年度内の完了が困難と見込まれることから、繰り越すものです。これにより既定の繰越明許費と合わせた総額は1億1567万7000円となります。

次に、補正予算1議案につきまして御説明申し上げます。補正予算及び予算説明書（3月定例会その1）をお開きいただき、5ページを御覧ください。

○議案第1号 令和6年度伊勢原市一般会計補正予算（第8号）

第1条歳入歳出予算の補正といたしまして、既定の予算総額に2億8800万円を追加し、歳入歳出予算の総額を406億1497万4000円とするものです。内容につきましては後ほど歳入と歳出に分けて御説明いたします。

第2条繰越明許費の補正につきましても後ほど御説明いたします。

それでは、歳入歳出予算の補正について、歳出予算の補正内容から御説明いたしますので、20ページ、21ページを御覧ください。説明欄に沿って御説明いたします。

3款民生費です。低所得者支援給付金給付事業費追加2億8800万円は、住民税非課税世帯に対し3万円を、その世帯に扶養されている18歳以下の子ども1人あたりに2万円を給付するものです。

続きまして、歳入予算の補正内容について御説明いたしますので、18ページ、19ページを御覧ください。説明欄に沿って御説明いたします。

15款国庫支出金です。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金追加2億8800万円は、低所得者支援給付金給付事業費追加の財源です。

続いて、繰越明許費の補正について御説明いたしますので、12ページを御覧ください。第2表繰越明許費補正です。

3款民生費の低所得者支援給付金給付事業費は、今回の補正に伴い年度内の完了が困難と見込まれることから、2億8800万円を追加するもので、補正後の額は3億2625万9000円です。これにより既定の繰越明許費と合わせた総額は4億367万7000円となります。

以上が低所得者支援給付金に関する承認議案1件及び補正予算議案1件についての説明でございます。

次に、令和7年度予算6議案につきまして御説明申し上げます。

なお、予算の詳しい内容につきましては2月10日に企画部から御説明させていただきましたので、省略させていただきます。

それでは、一般会計・特別会計予算及び予算説明書をお開きいただきまして、

11ページを御覧ください。

○議案第2号 令和7年度伊勢原市一般会計予算

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ394億4500万円と定め、また、継続費、債務負担行為、地方債、一時借入金及び歳出予算の流用につきまして、それぞれ定めるものです。なお、予算規模は、前年度に対し3.9%、14億7200万円増となっております。

次に、241ページを御覧ください。

○議案第3号 令和7年度伊勢原市国民健康保険事業特別会計予算

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ91億7000万円と定め、また、一時借入金及び歳出予算の流用につきまして、それぞれ定めるものです。なお、予算規模は、前年度に対しマイナス5.1%、4億8800万円減となっております。

次に、279ページを御覧ください。

○議案第4号 令和7年度伊勢原市用地取得事業特別会計予算

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億400万円と定めるものです。なお、予算規模は、前年度に対し395.1%、4億8200万円増となっております。

次に、295ページを御覧ください。

○議案第5号 令和7年度伊勢原市介護保険事業特別会計予算

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84億7600万円と定め、また、一時借入金につきまして定めるものです。なお、予算規模は、前年度に対し2.2%、1億8500万円増となっております。

次に、337ページを御覧ください。

○議案第6号 令和7年度伊勢原市後期高齢者医療事業特別会計予算

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億9600万円と定めるものです。なお、予算規模は、前年度に対し4.2%、7700万円増となっております。

次に、公共下水道事業会計予算及び予算説明書をお開きいただき、7ページを御覧ください。

○議案第7号 令和7年度伊勢原市公共下水道事業会計予算

収益的収入の予定額を34億2600万円、支出を32億9700万円とし、資本的収入の予定額を17億2700万円、支出を25億3900万円と定めるものです。また、業務の予定量、企業債、一時借入金、経費の流用、他会計からの補助金及び利益余剰金の処分につきまして、それぞれ定めるものです。なお、予算規模は、前年度に対しマイナス4.8%、2億9500万円減となっております。

以上が令和7年度予算6議案でございます。

次に、条例9議案につきまして御説明申し上げます。

議案書をお開きいただきまして、11ページを御覧ください。

○議案第 8 号 伊勢原市部設置条例の一部を改正する条例

全ての子どもたちの権利が保障され、健やかに成長できるよう、未来に向かって「こどもまんなか社会」を子どもたちと一緒に実現したいという願いを込め、部の名称を変更するため、提案するものです。

12 ページに改正条例案、13 ページ、14 ページに新旧対照表を掲載しておりますので、御確認くださいようお願いいたします。

次に、15 ページを御覧ください。

○議案第 9 号 伊勢原市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

人事院勧告に基づく国家公務員の給与制度の改定等を踏まえて、本市職員の給料表及び扶養手当の月額等を改定するほか、所要の改正を行うため、提案するものです。

16 ページから 39 ページに改正条例案、40 ページから 50 ページに新旧対照表を掲載しておりますので、御確認くださいようお願いいたします。

次に、51 ページを御覧ください。

○議案第 10 号 伊勢原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

本市の区域以外の区域において行う災害対応に係る業務に従事した職員に対し、特殊勤務手当を支給する規定を整備するため、提案するものです。

52 ページに改正条例案、53 ページに新旧対照表を掲載しておりますので、御確認くださいようお願いいたします。

次に、55 ページを御覧ください。

○議案第 11 号 伊勢原市職員の育児休業等に関する条例及び伊勢原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正を踏まえ、職員が仕事と育児・介護を両立できるよう措置を講じるため、提案するものです。

56 ページ、57 ページに改正条例案、58 ページから 61 ページに新旧対照表を掲載しておりますので、御確認くださいようお願いいたします。

次に、63 ページを御覧ください。

○議案第 12 号 伊勢原市税条例の一部を改正する条例

個人市民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の指定を更新するほか、道路交通法の一部改正に伴う所要の改正を行うため、提案するものです。

64 ページに改正条例案、65 ページ、66 ページに新旧対照表を掲載しておりますので、御確認くださいようお願いいたします。

次に、67 ページを御覧ください。

○議案第 13 号 伊勢原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

国民健康保険事業の健全な運営を確保するため、国民健康保険税の税率等を改める必要があるため、提案するものです。

68ページから70ページに改正条例案、71ページから81ページに新旧対照表を掲載しておりますので、御確認くださいようお願いいたします。

次に、83ページを御覧ください。

○議案第14号 伊勢原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、家庭的保育事業等において栄養士の配置を求める規定を改正するため、提案するものです。

84ページに改正条例案、85ページに新旧対照表を掲載しておりますので、御確認くださいようお願いいたします。

次に、87ページを御覧ください。

○議案第15号 伊勢原市児童館条例の一部を改正する条例

伊勢原市公共施設等総合管理計画に基づき、地域コミュニティのための集会施設として、高森台児童館を地元自治会に譲与するため、提案するものです。

88ページに改正条例案、89ページに新旧対照表を掲載しておりますので、御確認くださいようお願いいたします。

次に、91ページを御覧ください。

○議案第16号 伊勢原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

土地の高度利用・容積適正配分型の地区計画に対応する規定を追加するとともに、伊勢原駅北口地区地区整備計画区域内において、適正な土地利用の規制及び誘導を図るため、提案するものです。

92ページから96ページに改正条例案、97ページ、98ページに新旧対照表を掲載しておりますので、御確認くださいようお願いいたします。

次に、補正予算5議案につきまして御説明申し上げます。恐れ入りますが、補正予算及び予算説明書（3月定例会その2）をお開きいただき、5ページを御覧ください。

○議案第17号 令和6年度伊勢原市一般会計補正予算（第9号）

第1条歳入歳出予算の補正といたしまして、既定の予算総額に5億6676万4000円を追加し、歳入歳出予算の総額を411億8173万8000円とするものです。内容につきましては後ほど歳入と歳出に分けて御説明いたします。

第2条繰越明許費の補正、第3条債務負担行為の補正及び第4条地方債の補正につきましては後ほど御説明いたします。

それでは、まず歳入歳出予算の補正について、歳出予算の補正内容から御説明いたしますので、26ページ、27ページを御覧ください。説明欄に沿って御説明します。

まず、2款総務費です。指定管理者電気・上水道料金高騰対策緊急支援金交付事業費計上400万円は、電気料金及び上水道料金の高騰の影響を受けている指定管理者に対して支援金の交付を行うものです。

財政調整基金積立金追加 9 8 5 2 万 9 0 0 0 円は、普通交付税の再算定に伴い交付された金額のうち、令和 7 年度及び令和 8 年度の臨時財政対策債の元利償還金償還費用として交付されたものを財政調整基金に積み立てるものです。

国県支出金等精算返納金追加 1 億 1 0 5 5 万 5 0 0 0 円は、新型コロナウイルスワクチン接種や生活保護関連の国庫支出金の精算を行うものです。

次に、3 款民生費です。障がい者施設物価高騰支援給付金給付事業費計上 5 4 7 万 4 0 0 0 円及び高齢者施設物価高騰支援給付金給付事業費計上 2 6 2 4 万円は、物価高騰等の影響を受けている障がい者施設及び高齢者施設等に対して給付金の支給を行うものです。

ひとり親家庭等医療費助成事業費追加 2 5 0 万円は、インフルエンザの流行等に伴い、不足を生じる見込みとなった扶助費を追加するものです。

続いて、2 8 ページ、2 9 ページを御覧ください。教育・保育推進事業費追加 1 3 4 3 万 4 0 0 0 円は、補助単価の増額改定等により、延長保育事業費に不足が生じることが見込まれるほか、給食材料費等の高騰の影響を受けている民間保育所等に対して支援を行うため、追加するものです。

子ども・子育て支援給付費追加 1 億 6 6 2 2 万 1 0 0 0 円は、認定こども園の 1 号認定利用者数の減少が見込まれる一方で、公定価格の増額改定により保育所等に対する施設型給付費に不足が生じることが見込まれるため、追加するものでございます。

次に、4 款衛生費です。省エネ家電製品買換え促進事業費計上 3 5 5 0 万円は、エネルギー価格高騰の影響を受ける市民に対し、省エネ性能の高い家電製品の買換え費用の一部を補助するものです。

妊娠・出産包括支援事業費追加 1 0 8 万 9 0 0 0 円は、妊婦のための支援給付事業の制度化に伴い、システム改修に必要な経費を追加するものです。

次に、5 款農林水産業費です。畜産業物価高騰対応費補助事業費計上 1 3 5 6 万 2 0 0 0 円は、飼料等の価格高騰の影響を受けている畜産農家に対して、価格上昇分に要する経費を補助するものです。

土地改良団体事業負担金追加 1 0 1 9 万円は、県が国の補正予算を活用して実施する相模川西部土地改良事業に対応するものです。

続いて、3 0 ページ、3 1 ページを御覧ください。

次に、7 款土木費です。公園維持管理費追加 1 8 1 6 万 1 0 0 0 円は、国の補正予算を活用して実施する鈴川公園プール改修工事について所要の経費を追加するものです。

次に、9 款教育費です。中学校給食事業費追加 1 1 3 0 万 9 0 0 0 円は、喫食率の増加に伴い、中学校給食調理業務の委託料について不足が生じることが見込まれるほか、保護者の経済的負担を増やすことなく、栄養バランス等を保った学校給食を実施するため、令和 7 年度も継続して物価高騰等に伴う給食食材費の高騰額相当分を支援するものです。

次に、1 0 款災害復旧費です。農業用施設災害復旧費追加 5 0 0 0 万円は、台

風第10号の大雨により崩落した農道920号線の災害復旧工事を実施するため、必要な経費を追加するものです。

続きまして、歳入予算の補正内容について御説明いたしますので、22ページ、23ページを御覧ください。説明欄に沿って御説明します。

まず、11款地方交付税です。普通交付税追加3億7716万4000円は、国の補正予算により地方交付税が増額されたため、普通交付税の再算定結果に基づき追加するものです。

次に、15款国庫支出金です。子ども・子育て支援給付費負担金追加1億1031万3000円は、子ども・子育て支援給付費追加の財源です。

子ども・子育て支援交付金追加220万6000円は、教育・保育推進事業費追加の財源です。

出産・子育て応援交付金追加108万9000円は、妊娠・出産包括支援事業費追加の財源です。

防災・安全社会資本整備交付金（都市公園等事業）追加800万円は、公園維持管理費追加の財源です。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金追加9825万円は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の交付限度額のうち、今回補正計上した事業分について追加するものです。

農業用施設災害復旧事業費補助金追加2964万5000円は、農業用施設災害復旧費追加の財源です。

続いて、24ページ、25ページを御覧ください。16款県支出金です。子ども・子育て支援給付費負担金追加3561万4000円は、子ども・子育て支援給付費追加の財源です。

ひとり親家庭等医療費助成事業補助金追加125万円は、ひとり親家庭等医療費助成事業費追加の財源です。

子ども・子育て支援給付費補助金減633万4000円は、認定こども園の1号認定利用者数の減に伴い減額するものです。

子ども・子育て支援交付金追加220万6000円は、教育・保育推進事業費追加の財源です。

次に、19款繰入金です。財政調整基金繰入金減1億2783万9000円は、今回の補正予算により生じる一般財源の残余の整理を行うものです。

次に、22款市債です。土地改良事業債追加1010万円は、土地改良団体事業負担金追加の財源です。

地域公園整備事業債追加800万円は、公園維持管理費追加の財源です。

農業用施設災害復旧事業債追加1710万円は、農業用施設災害復旧費追加の財源です。

続いて、繰越明許費の補正について御説明いたしますので、12ページを御覧ください。

第2表繰越明許費補正につきましては、物価高騰対策の追加や、国の補正予算

への対応、災害復旧に伴うもののほか、事業進捗等により年度内の完了が困難と見込まれる２０事業について設定するものです。既定の繰越明許費と合わせた総額は１４億１１５５万９０００円です。

続きまして、債務負担行為の補正につきまして御説明いたしますので、１３ページを御覧ください。

第３表債務負担行為補正の指定管理者運営委託費は、大原児童館ほか１２施設について、令和７年４月に指定管理者の更新を予定していることから、３６２万４０００円を限度額として債務負担行為を追加するものです。

ソフトウェア等使用料は、新財務会計システム利用料について電気料金等のエネルギー価格高騰に伴い追加の経費が必要となったため、債務負担行為の限度額を１億４００万円から１億１８１９万円に変更するものです。

施設設備維持管理等経費、施設運営管理等経費、システム等保守管理経費及び燃料・原材料等購入費につきましては、令和７年４月１日からの業務開始に伴う業者選定、仕様提示、入札・決定等の契約準備事務を令和６年度中に進めるため、債務負担行為を設定するものです。

続きまして、地方債の補正につきまして御説明いたしますので、１４ページ、１５ページを御覧ください。

第４表地方債補正は、市債の補正に伴い、それぞれ起債の限度額を変更するものです。これにより起債限度額の合計は２４億７１２０万円から２５億６４０万円となります。

以上が一般会計補正予算についての説明でございます。

次に、４９ページを御覧ください。

○議案第１８号 令和６年度伊勢原市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）

第１条歳入歳出予算の補正といたしまして、既定の予算総額に９４４８万４０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を９７億４７７５万７０００円とするものです。内容につきましては後ほど歳入と歳出に分けて御説明いたします。

第２条債務負担行為につきましても後ほど御説明いたします。

それでは、まず歳入歳出予算の補正内容について歳出予算の補正内容から御説明いたしますので、６０ページ、６１ページを御覧ください。説明欄に沿って御説明いたします。

５款基金積立金です。国民健康保険財政調整基金積立金追加９４４８万４０００円は、令和５年度における決算剰余金の処分として、実質収支額のうち予算に未計上の全額を追加するものです。

続きまして、歳入予算の補正内容について御説明いたしますので、５８ページ、５９ページを御覧ください。説明欄に沿って御説明いたします。

７款繰越金です。繰越金追加９４４８万４０００円は、令和５年度における実質収支額のうち予算に未計上の全額を追加するものです。

続きまして、５２ページを御覧ください。債務負担行為について御説明いたし

ます。

第2表債務負担行為の施設運営管理等経費につきましては、令和7年4月1日からの業務開始に伴う契約準備事務を令和6年度中に進めるため、設定するものです。

次に、67ページを御覧ください。

○議案第19号 令和6年度伊勢原市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

第1条債務負担行為について御説明いたします。68ページを御覧ください。第1表債務負担行為の施設運営管理等経費及びシステム等保守管理経費につきましては、令和7年4月1日からの業務開始に伴う契約準備事務を令和6年度中に進めるため、設定するものです。

次に、75ページを御覧ください。

○議案第20号 令和6年度伊勢原市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

第1条歳入歳出予算の補正といたしまして、既定の予算総額に59万7000円を追加し、歳入歳出予算の総額を18億2023万1000円とするものです。

それでは、歳出予算の補正内容から御説明いたしますので、86ページ、87ページを御覧ください。説明欄に沿って御説明いたします。

2款後期高齢者医療広域連合納付金です。保険料等納付金追加59万7000円は、令和5年度における実質収支額について精算納付金として納付するため、追加するものです。

続きまして、歳入予算の補正内容について御説明いたしますので、84ページ、85ページを御覧ください。説明欄に沿って御説明いたします。

4款繰越金です。前年度繰越金追加59万7000円は、令和5年度における実質収支額のうち予算に未計上の全額を追加するものです。

次に、恐れ入りますが、公共下水道事業会計補正予算及び予算説明書をお開きいただき、5ページを御覧ください。

○議案第21号 令和6年度伊勢原市公共下水道事業会計補正予算（第2号）

初めに、第1条は総則としており、第2条からが補正の内容となっておりますので、第2条の業務の予定量から御説明いたします。主要な建設改良事業中、汚水管渠整備事業費を9816万円増額するものです。

次に、第3条資本的収入及び支出について御説明します。収入は合計9800万円増額し、内訳は、企業債を6000万円、国庫補助金を3800万円、それぞれ増額するものです。支出は建設改良費を9816万円増額するものです。

また、補正に伴い資本的収入が資本的支出に対して不足する額に変動が生じ、不足する額が7億752万1000円となることから、当年度分損益勘定留保資金による補填額を16万円増額するものです。

次に、第4条企業債は、資本的収入のうち企業債の増額に伴う限度額の変更でございまして、公共下水道事業費が11億1300万円となります。

次に、第5条債務負担行為は、令和7年4月1日からの業務開始に当たり、契

約事務を円滑に行うため、債務負担行為設定を追加するものです。

次に、資金的収入及び支出について、支出から御説明いたしますので、18ページを御覧ください。

第1目管渠建設改良費は、国庫補助金の内示に伴い、地震対策事業及び長寿命化対策事業を前倒しで実施するもので、污水管渠整備事業費として9816万円増額するものです。

続きまして、収入について御説明いたしますので、16ページを御覧ください。収入については支出の増額に伴う財源の補正でございます。

第1項企業債、第1目建設改良債は、公共下水道事業債を6000万円、第4項国庫補助金、第1目国庫補助金は、管渠分の防災・安全社会資本整備交付金として3800万円、それぞれ増額するものです。

次に、8ページを御覧ください。8ページから15ページまでは、予算の補正に伴い、予算の実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書及び予定貸借対照表等の修正をするものです。

以上が補正予算議案について説明です。

次に、その他の議案1議案につきまして御説明申し上げます。恐れ入りますが、議案書にお戻りいただきまして、99ページを御覧ください。

○議案第22号 不動産（建物）の譲与について

昭和48年に建設した高森台児童館について、高森台自治会より譲与の申請があったことから、地域コミュニティーのための集会施設として地域に根差した利活用を推進することを目的とし、同自治会へ譲与することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により提案するものです。

100ページに譲与内容、101ページに建物の位置図等を掲載しております。

○議案第23号 伊勢原市立地域集会所（八幡台集会所）の指定管理者の指定について

○議案第24号 伊勢原市立地域集会所（アイリスの丘集会所）の指定管理者の指定について

○議案第25号 伊勢原市福祉館（岡崎福祉館）の指定管理者の指定について

○議案第26号 伊勢原市福祉館（石倉福祉館）の指定管理者の指定について

○議案第27号 伊勢原市福祉館（池端福祉館）の指定管理者の指定について

○議案第28号 伊勢原市老人憩の家（坪ノ内老人憩の家）の指定管理者の指定について

○議案第29号 伊勢原市児童館（大原児童館）の指定管理者の指定について

○議案第30号 伊勢原市児童館（沼目児童館）の指定管理者の指定について

○議案第31号 伊勢原市児童館（高森児童館）の指定管理者の指定について

○議案第32号 伊勢原市児童館（下谷児童館）の指定管理者の指定について

○議案第33号 伊勢原市児童館（つきみの児童館）の指定管理者の指定について

○議案第34号 伊勢原市児童館（七五三引児童館）の指定管理者の指定について

て

○議案第 35 号 伊勢原市児童館（藤野児童館）の指定管理者の指定について

○議案第 36 号 伊勢原市児童館（子易児童館）の指定管理者の指定について

○議案第 37 号 伊勢原市児童館（板戸児童館）の指定管理者の指定について

次に、103 ページの「議案第 23 号、伊勢原市立地域集会所（八幡台集会所）の指定管理者の指定について」から、131 ページの「議案第 37 号、伊勢原市児童館（板戸児童館）の指定管理者の指定について」までの 15 議案につきまして、一括して御説明申し上げます。

これらの 15 議案につきましては、公の施設 15 施設の指定管理期間が今年度末をもって満了することから、引き続き指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案するものです。これらの公の施設の指定管理者につきましては、伊勢原市指定管理者候補者選定等委員会における選定結果を受け、引き続き自治会を候補者といたしました。なお、指定の期間は 15 施設全てが 3 年間でございます。

次に、報告案件 2 件につきまして御説明申し上げます。137 ページを御覧ください。

○報告第 1 号 専決処分の報告について（情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例）

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の公布に伴い、伊勢原市税条例等において引用する条項を整理する必要性が生じたため、市長の専決事項の指定についてに基づき専決処分をいたしましたので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告するものです。

138 ページに専決処分書、139 ページ、140 ページに改正条例、141 ページから 148 ページに新旧対照表を掲載しておりますので、御確認くださいようお願いいたします。

次に、149 ページを御覧ください。

○報告第 2 号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）

令和 6 年 9 月 24 日に発生した車両損傷事故の損害賠償の額の決定及び和解について、市長の専決事項についてに基づき、専決処分をいたしましたので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告するものです。

事故の概要は 150 ページを御覧ください。

消防職員が、防火水槽の点検のため、路上に消防車両を停車させ、道路の反対側に渡ろうとしたところ、反対車線から直進してきた相手方車両の右サイドミラーに消防職員の左肘が接触し、損傷を与えたものです。

本件事故における過失割合は市側 30%、相手方車両修理費に係る本市賠償額は 5 万 5 8 円で、全額が本市加入の保険により補填されます。

以上で、３月定例会に提出いたします議案等につきましての説明を終了させていただきます。

○委員長【米谷政久議員】　ただいま総務部長から説明がありました内容について、質疑等があればお伺いいたします。（「なし」の声あり）

以上で、執行者側の議案説明を終了いたします。

次に、議会側処理事項についてを議題とし、事務局から内容を説明いたします。局長。

○議会事務局長【佐伯暁美】　それでは、お配りしてございます議会運営委員会・議会側処理事項（２月１２日）を御覧ください。陳情の受理状況について。陳情は４件です。内容は配付いたしました資料のとおりでございます。

議会側処理事項については以上でございます。

○委員長【米谷政久議員】　次に、議案等の委員会付託についてを議題とし、事務局から内容を説明いたします。局長。

○議会事務局長【佐伯暁美】　正副委員長と協議の上、付託表の案を３枚作成し、お配りしてありますので、御覧ください。

１枚目、２月１７日分を御覧ください。承認第１号、専決処分の承認について（令和６年度伊勢原市一般会計補正予算（第７号））、並びに議案第１号、令和６年度伊勢原市一般会計補正予算（第８号）の２議案については付託省略で、２件を一括議題といたしまして、初日に質疑、討論、採決をお願いするものです。

２枚目は２月２１日分で、議案第８号から議案第３９号までの３２件のうち、議案第１３号については教育福祉常任委員会に付託、それ以外の３１件については付託省略。陳情４件で、昨年１１月に受理をした６年陳情第１４号については産業建設常任委員会に付託、陳情第１号から陳情第３号については教育福祉常任委員会に付託でございます。

３枚目、３月４日分で、議案第２号から議案第７号までの令和７年度各会計予算について、一般会計予算は所管部分を各常任委員会に分割付託、特別会計予算は所管の各常任委員会に付託、議案第７号は産業建設常任委員会に付託でございます。

以上でございます。

○委員長【米谷政久議員】　ただいま説明した内容について、質疑等があれば、お伺いいたします。（「なし」の声あり）

それでは、お諮りいたします。議案等の委員会付託については、配付した付託表のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長【米谷政久議員】　御異議ありませんので、付託表のとおり決定いたします。

次に、議案の審議方法を議題とします。先ほど総務部長から説明がありました

が、３月定例会には指定管理者に関わる議案が１５件提出されておりますことから、議案第２３号から議案第３７号までを一括議題とし、質疑、討論、採決をそれぞれ一括で行うことに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長【米谷政久議員】 御異議ありませんので、議案第２３号から議案第３７号までの１５件を一括質疑、一括討論、一括採決とすることに決定いたしました。

次に、会期の決定についてを議題とし、事務局から内容を説明いたします。局長。

○議会事務局長【佐伯暁美】 会期の決定については、過日原案をお示しし、御了解いただいておりますので、その内容に基づいて日程案を作成し、お配りしてございますので、御覧いただきたいと思います。会期につきましては、２月１７日から３月２１日までの３３日間でございます。

- ・ ２月１７日 本会議 提案説明、一部議案審議
- ・ ２月１９日 総括質疑、一般質問通告期限正午
- ・ ２月２１日 本会議 議案審議
- ・ ２月２６日 産業建設常任委員会 午前９時３０分
教育福祉常任委員会 午後１時３０分
- ・ ３月 ４日 本会議 総括質疑
- ・ ３月 ７日 委員会 予算審査
(総務常任委員会 午前９時３０分)
- ・ ３月１０日 委員会 予算審査
(産業建設常任委員会 午前９時３０分)
- ・ ３月１１日 委員会 予算審査
(教育福祉常任委員会 午前９時３０分)
- ・ ３月１４日 本会議 一般質問
- ・ ３月１７日 本会議 一般質問
- ・ ３月１８日 本会議 一般質問
- ・ ３月２１日 本会議 最終日

なお、委員会の付託案件が出てきた場合には、再度協議いたします。

以上でございます。

○委員長【米谷政久議員】 それでは、お諮りいたします。会期の決定については、配付した内容のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長【米谷政久議員】 御異議ありませんので、配付した内容で、２月

17日の本会議において、議長からお諮りいたします。

以上をもちまして、本日の議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前10時23分 閉会

上記会議録は事実と相違ないので署名する。

令和7年2月12日

議会運営委員会

委員長 米谷政久